

掲示期間 3.29 - 4.7

新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 8 号

### 新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 高齢者部分休業の承認は、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）第2条から第5条まで（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号）第3条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日につき2時間を超えない範囲内で行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。）第27条（新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）第32条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条（教育職員給与条例第28条において準用する場合を含む。）に

規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱い)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間を新潟市職員退職手当支給条例（昭和 28 年新潟市条例第 54 号。以下「退職手当条例」という。）第 5 条第 1 項から第 6 項まで（新潟市教育職員退職手当支給条例（平成 28 年新潟市条例第 60 号）第 3 条の規定により退職手当条例第 1 条に規定する一般職の職員で法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属するものの例によることとされる場合を含む。）の規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、退職手当条例第 5 条第 7 項中「前各項」とあるのは「前各項及び新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 5 年新潟市条例第 8 号）第 4 条」と、同条第 9 項中「前各項」とあるのは「前各項及び新潟市職員の高齢者部分休業に関する条例第 4 条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認に係る時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(高校割愛教育職員の特例)

第7条 第 2 条から前条までの規定にかかわらず、教育職員（教育職員給与条例第 2 条に規定する教育職員をいう。）のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者の高齢者部分休業については、新潟県の教育職員の例による。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。